

「東海地震の予知対応について」及び、「台風等異常気象時における登下校」、「侵入者による緊急事態発生時の緊急下校」の児童の安全確保について

東海地震の予知対応について

『東海地震注意情報』が発表された場合

- (1) 児童が在校中に『東海地震注意情報』発表されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切り、また、当日予定されている授業又は学校行事は、中止又は延期します。
教職員は、児童に下校準備をさせ、誘導の上運動場に避難させます。学級人員を確認後、教員引率で集団下校させます。学校待機の児童は、保護者の引き取りがあったときに、引渡しカードにより確認の上、引き渡します。引き取りがない場合は、学校内において保護します。
- (2) 児童が登下校中に『東海地震注意情報』を知ったときは、原則として速やかに帰宅するように指導します。なお、学校へ登校あるいは戻ってきた場合は、在校中の避難行動をとらせません。
- (3) 児童が在宅中に『東海地震注意情報』を知ったときは、翌日（当日）授業又は学校行事を中止し、学校は、当該『警戒宣言』に係わる地震の発生又は『警戒宣言』が解除されるまでの間休校とします。

台風等異常気象時における登下校

名古屋地方気象台の区割り変更により、『知多・西三河南部』から『西三河南部』に変更されました。台風接近時、ご配慮をお願いします。

- 1 児童の登校する以前に、名古屋地方気象台から愛知県西部地方または、西三河南部地方に【暴風警報】・【暴風雪警報】が発表されている場合
 - (1) 始業時刻2時間前（午前6時20分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 始業時刻2時間前（午前6時20分）以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
上記の(1)、(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時は、登校しないで学校へその旨を連絡する。
- 2 児童の登校後に名古屋地方気象台から【暴風警報】・【暴風雪警報】が発表された場合
 - (1) 気象及び通学路の状況等を判断して児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
 - (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。
- 3 【暴風警報】・【暴風雪警報】が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合
校長は名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握し、気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。

上記の場合は愛知県の基本的なものです。

高浜小学校では

- 1 「2 児童の登校後に名古屋地方気象台から【暴風警報】・【暴風雪警報】が発表された場合」は以下の通りです。
 - (1) 緊急の下校は、環境調査票により保護者の方の選択(下記の①②)になっています。
 - ①集団下校で帰宅する。
 - ②保護者が迎えに来るまで学校に残る。
 - (2) 緊急下校した場合、教師が付き添って集団下校します。
 - ①安全な通行が確認できない場合はまた学校までつれて戻る。
 - ②家に誰もいない時で、家には入れない場合はまたつれて帰る
 - (3) 【暴風警報】・【暴風雪警報】が発表された場合は早めにお迎えをお願いします。
 - ◆「高浜小学校メールマガジン」にて連絡します。

- 2 「3 暴風警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合で、授業の中止を決定したとき」
「高浜小学校メールマガジン」にて連絡をし、上記(1)(2)を実施する。
なお、(1)の②・(2)に該当する児童は、早めにお迎えをお願いします。保護者と連絡がとれない場合は、校内において児童の安全を確保する。

- 3 「4 暴風警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合で、休業を決定したとき」
「高浜小学校メールマガジン」、もしくは、緊急時下校名簿(地震・台風等)を通して、学校休業の旨を各家庭に連絡する。

侵入者による緊急事態発生時の緊急下校

- 「高浜小学校メールマガジン」にて連絡をし、台風時異常気象時と同様に、上記(1)(2)を実施する。
- (1)の②・(2)に該当する児童は、早めにお迎えをお願いします。保護者と連絡がとれない場合は、校内において児童の安全を確保する。